

第1章 事業の概要

1.1 背景及び目的

県では、循環型社会の形成に向け、廃棄物の減量化や廃棄物の適正処理に関する施策を推進しているが、世界的な気候変動や急激な社会経済システムの変化などにより廃棄物行政を取り巻く環境は大きな転換期を迎えており、これまで以上に、県民や事業者、行政、廃棄物処理業者等の各主体が目標の共有や連携を図りながら、それぞれの立場における廃棄物の3Rや適正処理の取組を推進し、サステナブル(持続可能)な社会を目指していく必要がある。

しかし、廃棄物を焼却した際に発生する灰(ばいじんや燃え殻)や家屋解体で発生する石こうボードなど、リサイクルできない廃棄物を適正に処理する受け皿として、最終処分場は県内産業の発展や県土の保全のために不可欠な施設である。

県が公共関与の産業廃棄物最終処分場として整備したエコフロンティアかさまは、一般財団法人茨城県環境保全事業団が整備し、平成17年8月の供用開始以降、県内で発生した産業廃棄物や東日本大震災などで発生した災害廃棄物の処理を行うなど、本県の廃棄物の適正処理に貢献するとともに、地域住民や事業者の方々から信頼を得ながら運営を行ってきた。

県内における民間事業者による管理型産業廃棄物最終処分場は、平成16年度以降、新規の設置許可がない状況であり、エコフロンティアかさまの埋立進捗は、令和2年度末で約75%まで進み、現状のまま推移すれば、県内における産業廃棄物最終処分場の埋立容量が近い将来にひっ迫することは必至の状況となっている。

こうした状況を踏まえ、県では、県内産業の安定した経済活動を支えていくため、今後5年程度での埋立終了が見込まれている県関与産業廃棄物最終処分場エコフロンティアかさまの後継施設として、新たな産業廃棄物最終処分場を日立市諏訪町地内で整備することとし、事業主体をひき続き事業団とした。

本事業は、県の新たな産業廃棄物最終処分場(以下、「本処分場」という)について、安全性を最優先とし、周辺環境に影響を与えることのない、地元の方々が安心できる公共処分場として、また、全国のモデルとなる公共処分場として整備するものであり、そのために、新産業廃棄物最終処分場基本計画(以下、「本計画」という)を策定する。なお、本計画の策定に当たっては、図1.1に示すとおり、「茨城県廃棄物処理計画」を踏まえ、「新産業廃棄物最終処分場整備のあり方に関する基本方針」(令和元年8月策定)及び候補地選定を基本とする。

また、基本計画は、豊かな自然との調和を図りながら、安全で信頼性の高い処理施設を整備・運営し、廃棄物処理の先導的役割を果たすとともに、廃棄物の処理、リサイクルや環境保全の必要性について普及啓発を行い、環境都市宣言をしている日立市にふさわしい施設を目指す。併せて、本事業が地域との共生が図られた、民間事業にも波及する施設整備・運営をすることを目的とする。

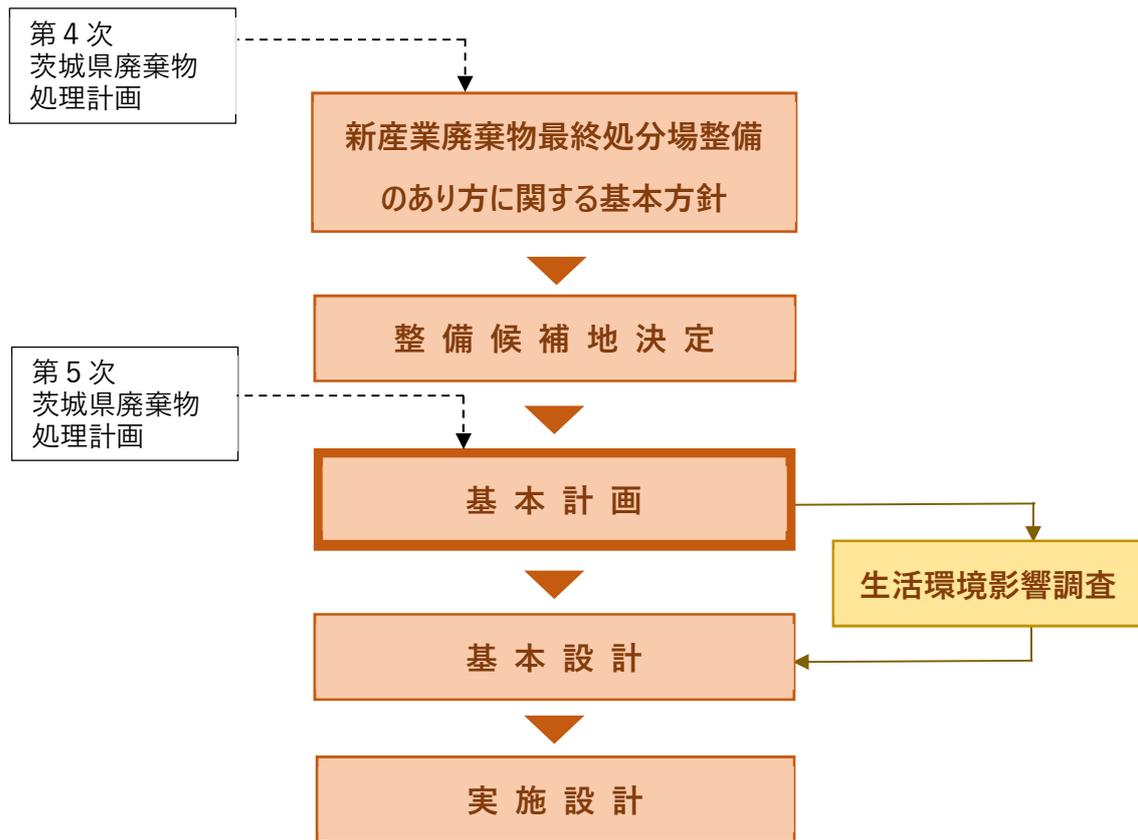


図 1.1 検討フローにおける基本計画の位置づけ

1.2 新産業廃棄物最終処分場整備に向けたこれまでの経緯

(1) 新産業廃棄物最終処分場整備のあり方に関する基本方針の策定（令和元年8月）

県では、「新産業廃棄物最終処分場整備のあり方検討委員会」（以下「検討委員会」という。）の意見を踏まえ、「新産業廃棄物最終処分場整備のあり方に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定した。

〔基本方針の概要〕

1 公共関与の必要性（役割）

県関与の管理型最終処分場エコフロンティアかさまの後継施設として、公共関与の手法により新たな産業廃棄物最終処分場を整備

2 最終処分場等の機能等

- (1) 最終処分場の種類：管理型
- (2) 形態（オープン型、クローズ型）：候補地選定とともに検討
- (3) 位置：陸地から選定
- (4) 埋立容量：おおむね 170 万 m^3 ～260 万 m^3 を確保
- (5) 中間処理施設の併設：廃棄物処理の動向、候補地周辺地域における民間処理施設の設置状況、地域産業との連携の可能性、用地の確保などを勘案しながら、必要性の有無を検討

3 候補地選定の方法

県内全域を対象に、整備可能地を調査・選定し、段階的に絞り込みを行い、3回のスクリーニングを経て得られた複数の候補地の中から、県が最終候補地を決定

4 事業運営主体

（一財）茨城県環境保全事業団などの廃棄物処理センターの指定を受けた県出資法人等

5 スケジュール

エコフロンティアかさまの埋立て終了時期を見据え、切れ間無く公共関与の最終処分場が確保されるよう、令和7年度（2025年度）の供用開始を目途に整備を進める

(2) 検討委員会による整備可能地の選定（令和元年10月～令和2年2月）

基本方針に則り、県内全域を対象とした候補地から検討委員会において客観的・科学的な検討を重ね、整備可能地を3箇所（「城里町上古内」、「常陸太田市和田町」、「日立市諏訪町」）まで絞り込み選定した。

〔検討委員会による選定方法及び選定経緯〕	
1 選定方法	
(1) 県内全域を対象に整備可能地を調査・選定し、段階的に絞り込みを行う。	
(2) 1次から3次までのスクリーニングを経て得られた複数の候補地の中から、最終候補地については、県が決定する。	
2 選定経緯	(選定箇所)
1次スクリーニング：立地回避区域 [*] を除き、整備可能地要件と 基本方針の埋立規模要件を満たす箇所を抽出	46箇所
	
2次スクリーニング：自然条件、生活環境条件、社会条件、建設条件を 満たす箇所を抽出	13箇所
	
3次スクリーニング：現地調査の上、施設配置を検討し、自然環境や 生活環境への影響が少なく、経済性に優れている箇所を選定	3箇所

※立地回避区域

<法令上の規制区域>

大区分	地域区分	関係法令等	設定の主旨
土地利用 計画面	用途地域	都市計画法	さまざまな用途形態の建築物が無秩序に混在することによって生ずる騒音・悪臭・日照障害等を防止する区域
	都市施設	都市計画法	都市計画法で定める都市計画決定により位置を決める施設（国道、高速道路、鉄道、学校、病院）の区域 ※公園及び河川は別項参照
	風致地区	都市計画法	都市内における良好な自然景観を維持し、樹林地等緑の保全を図るための区域
	景観地区	都市計画法	市街地の美観を維持するために定める地区 ※県内該当地なし
	都市公園	都市公園法	住民のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保など多様な機能を有する都市の根幹的な施設の区域

大区分	地域区分	関係法令等	設定の主旨
	地区計画の区域	都市計画法、市町村地区計画区域における建築物の制限に関する条例	用途地域等の都市計画と調和を図りながら、地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりのルールを定めた区域
	景観形成重点地区	景観法、市町村景観条例	景観法に基づいて、良好な景観の形成を図る区域として景観計画に定められている区域
	生産緑地地区	生産緑地法	市街化区域内にある農地等の緑地機能を活かし、計画的に保全する地区
	要措置区域または形質変更時要届出区域	土壌汚染対策法	土壌汚染状況調査の結果、汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない区域
	指定区域	廃棄物処理法	廃棄物の最終処分場跡地であって、土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして定める区域
自然環境 保全	国立公園または国定公園	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、適正な利用の促進を図ることを目的に指定された地域 ※国立公園は、県内該当なし
	県立自然公園	茨城県立自然公園条例	県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その適正な利用の促進を図ることを目的に定められた地域（普通地域）。特に優れた風景地であり、現在の景観を保護することが必要な地域（特別地域）
	緑地保全地域または特別緑地保全地区	都市緑地法	里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、一定の土地利用との調和を図りながら保全するために定められた地区（緑地保全地域）。都市における良好な自然環境となる緑地において、現状凍結的に保全するために定められた地区（特別緑地保全地区）
	近郊緑地保全地区	首都圏近郊緑地保全法	無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地、観光資源等の保全などを目的として指定される地区
	自然環境保全地域	自然環境保全法	自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進
	県自然環境保全地域	茨城県自然環境保全条例	優れた天然林など自然環境保全のために指定した地域 ※県内該当なし
	県緑地環境保全地域		市街地、集落と一体となった樹林地や歴史的、文化的資産と一体となって良好な自然を形成している地域
	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して環境大臣、又は知事が指定
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	国内希少野生動植物種の保存のため重要と認める区域（国内希少野生動植物種の生息地または生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域） ※県内該当なし
	保安林または国有林	森林法	森林の適切な保全と森林施業を確保する森林（保安林）。国が所有する森林・原野（国有林）

防災面	河川区域	河川法	河川の災害防止、適正利用及び河川環境の整備・保全
	地すべり防止区域	地すべり防止法	現に地すべりしているか、地すべりのおそれの大きい区域とこれに隣接する土地の地すべりを誘発助長するおそれのある区域 ※類似の規制区域（急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域）である程度重複しているため、候補地を絞り込んだ段階で細部の確認を行う
	砂防指定地	砂防法	土石流や山崩れなどによる土砂災害を未然に防ぐための砂防などの工事をしたり、土地の改変等の行為を制限する区域 ※同上
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命の保護
	土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）が発生するおそれのある区域
その他	歴史的風土特別保存地区または伝統的建造物群保全地区	文化財保護法	歴史的風土保存区域内において、歴史的風土保存計画に基づき、都市計画に定める地区（歴史的風土特別保存地区 ※県内該当なし）。城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存のため、設けられた地区（伝統的建造物群保全地区）
	史跡名勝天然記念物等	文化財保護法、茨城県文化財保護条例、市町村文化財保護条例	地域の歴史を継承し、将来にわたって保守していくことが必要である歴史的財産等の位置

<立地上の制約区域>

大区分	地域区分	設定の主旨
災害履歴等	浸水想定区域	国や県が、それぞれの河川で数百年に1度の大雨が降った場合を想定した浸水範囲を回避すべき範囲として想定
	津波浸水区域	東日本大震災で発生した津波による被害範囲を回避すべき範囲として想定
水源	取水位置	下水道接続を予定しているが、水道用水、工業用水、農業用水の取水位置から1kmの範囲を回避すべき範囲として想定

(3) 整備候補地の選定（令和2年3月～令和2年4月）

県では、県幹部で構成する「新産業廃棄物最終処分場整備候補地選定会議」（以下、「選定会議」という。）において、有識者による検討委員会の評価結果を踏まえ、県として自然環境及び生活環境への影響や事業効率性の観点から、3箇所の整備可能地の評価を行い、最も処分場整備に適している「日立市諏訪町」を新たな産業廃棄物最終処分場整備候補地として選定した。

(4) 整備候補地の決定（令和2年5月）

新たな産業廃棄物最終処分場の整備候補地として、日立市諏訪町を決定し、公表した。

(5) 住民説明会・エコフロンティアかさま見学会の実施（令和2年6月～令和2年11月）

日立市民を対象に住民説明会を実施するとともに、エコフロンティアかさま見学会を実施し、最終処分場の必要性や整備候補地の選定理由などについて理解を深めていただいた。

・住民説明会：令和2年6月～8月〔計40回、参加者747名〕

・エコフロンティアかさま見学会：令和2年7月～11月〔計11回、参加者240名〕

(6) 交通問題対策会議における搬入ルート及び交通安全対策の検討（令和2年8月～令和3年1月）

住民説明会において搬入車両の増加に伴う交通対策など、多くの意見をいただいたことから、搬入ルートや交通安全対策について検討し、新たな搬入ルートとして新設道路を整備することとした。

(7) 各種調査の実施（令和2年9月～令和3年2月）

整備候補地の地盤の強度や地下水の状況について各種調査を実施するとともに、施設構造・配置計画に必要な測量を実施した。

〔地表・地質調査〕岩盤の状況や石灰岩の空洞・割れ目の状況などの調査

〔水文・地下水調査〕地下水の水位分布などの調査

〔測量調査〕施設構造・施設配置計画立案に必要な測量調査

〔周辺環境現況調査〕大気や河川、地下水など、周辺環境の現況把握のための調査

(8) フォローアップ説明会の実施（令和3年3月～令和3年4月）

日立市民を対象にフォローアップ説明会を実施し、住民説明会での意見を踏まえた新産業廃棄物最終処分場整備に向けた課題への対応策についてお示しし、新たな最終処分場整備について一定の理解を得た。

・フォローアップ説明会：令和3年3月～4月〔計14回、参加者520名〕

(9) 日立市の受入表明（令和3年8月）

日立市長が新産業廃棄物最終処分場施設整備の受入れを表明した。

1.3 建設予定地の位置

本処分場の建設予定地を、図 1.2 に示した。

図 1.2 建設予定地の位置



1.4 施設の種類

本処分場の種類は管理型産業廃棄物最終処分場及び一般廃棄物最終処分場である。

1.5 関係法令

本処分場の設置に際し、許認可等を受ける必要のある法令等は、以下のとおりである。

表 1.1 許認可等関係法令の概要

許認可等	根拠法令	概要
産業廃棄物処理施設の設置の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 15 条	設置主体が事業団（市町村以外）となるため、廃棄物処理法に基づく設置許可が必要となる。
開発行為の許可	都市計画法 第 29 条	日立市では都市計画区域外でも 1ha を超える土地の区画形質の変更を伴う場合、都市計画法第 29 条の許可取得を義務付けている。
公共下水道の使用の開始等の届出	下水道法 第 11 条の 2	浸出水処理水の下水道放流を予定しているため、下水道法に基づく公共下水道使用開始の届出が必要となる。
一般粉じん発生施設の設置等の届出もしくは指定施設等の設置の届出	大気汚染防止法 第 18 条（土石の堆積場の面積 1,000m ² 以上の場合） 日立市公害防止条例 第 7 条（同じく面積 500m ² 以上 1,000m ² 未満の場合）	覆土材置場は土石の堆積場として、大気汚染防止法（面積 1,000 m ² 以上の場合）もしくは日立市公害防止条例（面積 500 m ² 以上 1,000 m ² 未満の場合）に基づく設置の届け出が必要となる。
建築確認	建築基準法 第 6 条	管理棟、浸出水処理施設等の建築物の設置が伴うことから、建築基準法に基づく建築確認が必要となる。

1.6 整備の基本理念

本施設の整備方針案を以下のとおりとする。

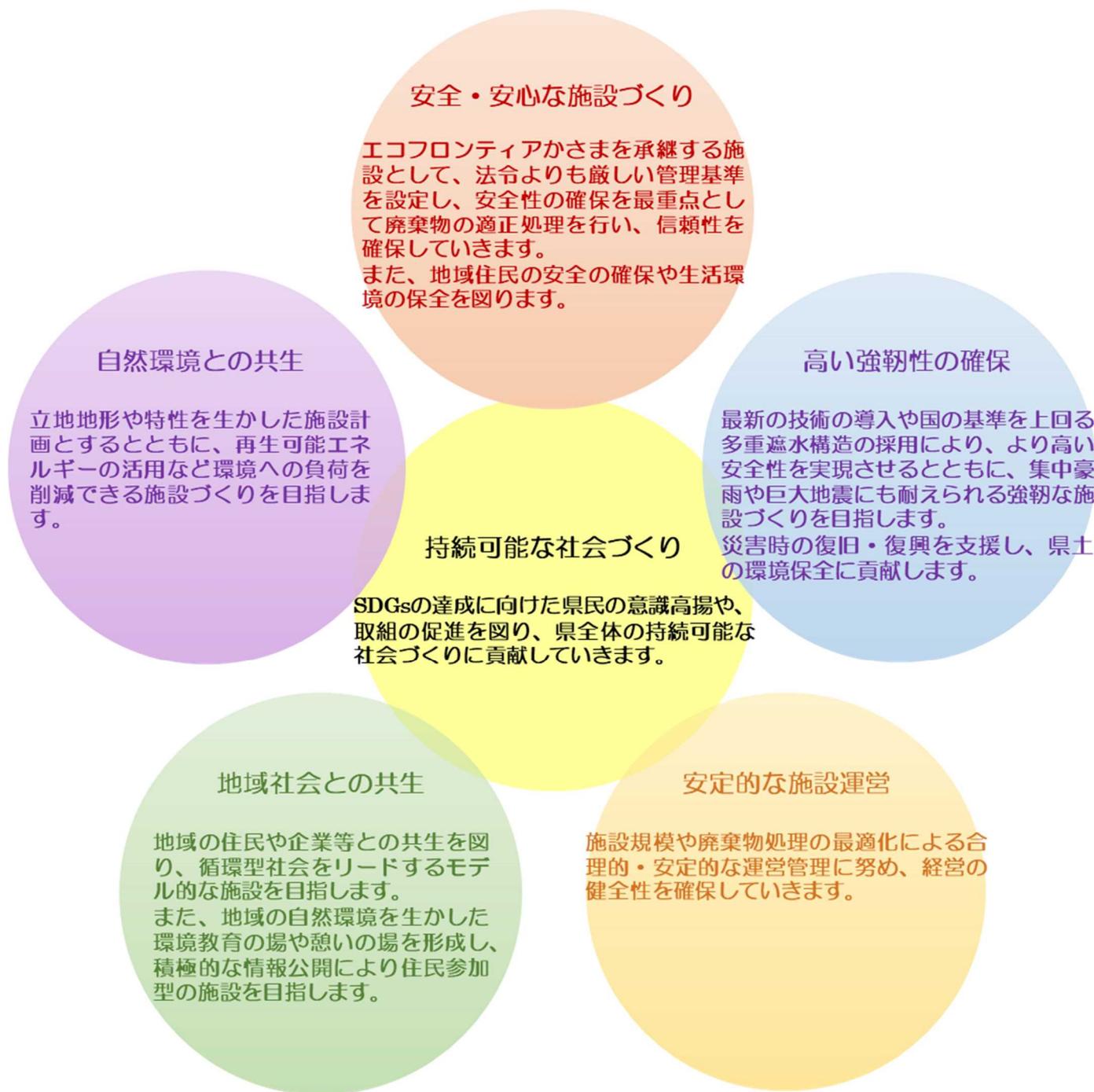


図 1.3 本施設整備に係る基本理念